

第1章

国家発展改革委員会の機能とその変遷

渡辺 直土

はじめに

本章は中国の国家発展改革委員会のもつ機能や役割について、現代中国の行政改革論の枠組みのなかでとらえ、分析するものである。1970年代末の改革・開放への転換以来、中国は段階的に市場経済のシステムを導入しながら経済改革を進め、90年代以降は「社会主義市場経済」と称し、2001年12月にはWTO加盟も実現した。このように市場経済のシステムを導入した改革が既定路線となるなかで、計画経済体制時代の国家計画委員会（国計委）の流れをくむ国家発展改革委員会（発改委）は、現時点でも財政金融政策の策定や各産業の管理監督、公共事業の認可など経済政策全体に強い権限を有している。市場経済化を進めつつも経済運営全般に強い影響力を有する政府部門が存在するという現状を、どのようにとらえればよいのか。関山（2008）は2008年の国務院機構改革の際に、「改革の本丸は発改委解体である」として、「市場経済化に向けた改革全体の成否を左右する天王山」であると位置づけた。では、発改委は現代中国の行政全体においてどのような位置にあり、経済運営においてどのような役割を果たしているのか。本章では行政改革全体の流れのなかでこの点を分析したい。

以下では、最初に改革・開放以降の中国の行政改革全体の沿革を回顧し、つぎに国家計画委員会から国家発展改革委員会への機能の変遷を国務院機構

改革案の分析や内部機構の変遷をもとに考察する。あわせて、日本の経済官庁と組織面での特徴を比較することを通して、発改委の特徴を浮かび上げらせ、多面的にそれを理解することを目標とする。

第1節 現代中国の行政改革の沿革

筆者はこれまで改革・開放以降の中国の行政改革をその改革モデルの特徴と変容から、4つの段階に区分して分析してきた。ここではその概要を紹介し、発改委の分析に接続させたい⁽¹⁾。

1. 第1段階（80年代前半）

70年代末から80年代中ごろまでの改革・開放初期における行政改革をめぐる一般的状況は、官僚主義的影響による事務量の増大、行政の肥大化と非効率、財政負担の増大が問題となっており、その是正が急務とされていた。その背景には、経済改革による事務量の増加に伴う機構の膨張、文革後の幹部の復帰などにより政府の財政負担が増大していたことがあげられる。また、臨時機構（非常設機構）の設置や、上級政府の指示による機構設置などが負担増大に拍車をかけた。そこで焦点となったのは、臨時機構（非常設機構）の削減や定年制度の整備による人員削減、若返り、高学歴化であった。1977年から81年までの間に国務院は部委、直属機構、弁公機構など合計100の行政機構を設置しており、行政人員も5万1000人に達した。そこで82年から国務院の機構改革が開始された。この改革でももに任務の類似した経済部門を廃止、統合することによって国務院の機構は100から61まで削減された。また定年退職制の導入や各部門の副職（副主任、副書記など）の削減など副職の減少など人員整理の面でも成果をあげた。地方レベルにおいても同様の改革が行われた。ただ、この時期の問題として、この段階の行政改革は政府機

能の転換を考慮に入れずに、単純な機構や人員の削減を追求したことにありといえる。『人民日報』1984年7月24日の社論でも改革により指導幹部数は減少したが、事務の負担は増加し、兼職が増加するという実態が紹介されている（『人民日報』1984年7月24日1面）。70年代末から80年代前半にかけての政府機構改革では行政の簡素化を実現しても政府機能の転換はなされず、その成果を十分に定着させることはできなかった。市場経済化の推進のための機構改革は80年代後半の第2段階を待たねばならなかった。

2. 第2段階（80年代後半）

80年代中ごろ以降、市場経済化を志向した経済改革が深化すると政府もそれに対応して機能転換が迫られるようになり、機構改革においても市場化に対応した改革モデル（さしあたり「市場化対応モデル」と呼ぶ）が地方レベルにおいて先行して登場する。副職の削減や幹部の若返りといった第1段階の改革内容に加え、政府の現業部門を企業化された組織に改組し（「経済実体」と呼ばれる）、政府部門から分離している。このため、それまでのように政府が生産活動に直接関与するのではなく、「経済実体」に生産活動を任せ、政府の側はマクロ・コントロールのみを行うのである。これはすなわち政府と企業の機能分離（「政企分離」）である。政府が生産に関与しないことによって経済を活性化させ、また経済部門を分離することによって政府の財政負担を軽減することがねらいであった。

党・政府の側も86年以降に地方レベルの政府機構改革に関して具体的な計画を打ち出すようになる。8月に国家経済体制改革委員会は国务院の同意を経て、16の中等都市を全国第1期機構改革実験都市に選定した（『人民日報』1986年8月29日1面）⁽²⁾。ここで注目すべき点として、これまでの政企関係の調整という論点に加えて、党政関係の合理的分業の確定、すなわち「党政分業」（中国語で「党政分工」）が課題とされたことである。この「党政分業」とは唐亮によれば党組織と行政組織の職権を制度的に区分することであり、

後に課題となる「党政分離」（中国語で「党政分開」）とは行政事務に関する党組織の直接関与を避けることであるとされる。各級政府において党は党グループ（中国語で「党組」）と党の行政担当機構（中国語で「対口部」）を通じてそれぞれの部門に対する指導を行っており、「党政分離」を志向する場合はこれら党組織の改革（あるいは廃止）が重要な課題となる³⁾。

87年5月の時点で16都市のうち13市で政府機構改革の全体的な計画を制定し、8市で実施段階に入ったと発表された（『人民日報』1987年5月29日1面）。ここで注目すべき点として、「政治体制改革」の主要な任務は「党政分離、権力下放、機構削減、効率向上」であるとされており、「党政分業」から「党政分離」へと課題が転化していることである。87年9月にはこれら16都市の改革について国家経済体制改革委員会と労働人事部が総括を行い、党・政府に報告され、各地区各部門に改革を推進することが通達された（『人民日報』1987年9月1日1面）。16都市の改革の報告と87年の第13回党大会における「政治体制改革」方針の提起を受け、88年から国務院レベルの機構改革が開始されることになったが、国家経済体制改革委員会副主任の賀光輝は、地方レベルの改革の経験を国務院の改革にも生かしていくことを強調した。改革・開放期での2回目の国務院機構改革は国家計画委員会と国家経済委員会の統合、エネルギー部門を能源部に統合、国家機械工業委員会と電子工業部の機械電子工業部への統合、国家公務員制度の整備などを柱に進められた。国務院の機構は72から68まで減らされた。87年の第13回党大会で市場経済化に対応した政府機構改革の必要性が強調されていることから、このときの機構改革もそれまでの改革とは違った水準で実行された点がいくつかある。すなわち単純な数の削減という枠組みではなく、政府機能の転換を核心として、ミクロ・コントロールからマクロ・コントロールに重点を移行させるべく改革が行われた。そのなかで中心となったのは現業経済管理部門の整理、統合とマクロ・コントロール部門の強化である。地方レベルの改革においても「党政分離」の原則の下での機構改革や、総合経済管理部門の機能強化などが強調された。

このように第2段階の政府機構改革は80年代末に「経済部門の削減、経済実体への移行→人員を経済実体へ再配置→財政負担の軽減とマクロ・コントロールの強化」+「党政分離」というモデルに帰結したが、89年6月の天安門事件により改革はいったん中止され、唐亮によればそれ以前に廃止された党グループは基本的に復活した。「対口部」については政法、外交、軍事など重要分野の「対口部」の廃止を留保している（唐 1997）。

3. 第3段階（90年代以降）

90年代において地方レベルの政府機構改革が本格的に開始されるのは90年7月の全国機構編制工作会議以降である。ここでは88年から行われてきた国務院の機構改革が一段落したとみなされた。そして次の焦点として地方の機構改革を進めることがあげられ、すでに一部地域で行われていた改革の実験を継続し、さらに実験地を拡大するとともに、地方機構改革に関する研究と法案の策定を継続することが強調された（『人民日報』1990年7月5日1面）。国家機構編制委員会主任の李鵬は機能、機構、編制の「三定」を強調し、地方レベルの改革に関して十分な準備を行う必要性を強調した（『人民日報』1990年7月8日1面）。90年の時点では河北省と哈爾濱、青島、武漢、深圳の4つの計画単列市、湖南省華容県、広東省宝安县など9県であったが、91年にはさらにいくつかの省、市、県を選び改革の実験を行っていくこととされ、政府の企業に対する管理機能を転換し、「政企分離」を実現することが目標とされた（『人民日報』1990年12月24日1面）。

92年5月の全国県級総合改革経験交流会でも県レベルの機構改革の実験を進め、政府機能を転換し、条件の整った部門は「経済実体」へ改組するという形式をとり、農民に各種サービスを提供していく必要性が強調された。そして「小政府、大サービス（サービス）」という県級経済管理体制を確立していくことが提示された。そして各省がそれぞれ実験県を選定し、92年9月の時点で350県あまりに達した（『人民日報』1992年9月22日4面）。93年7月の全

国機構改革工作会議では山東省の副省長と陝西省、福建省の各省長がそれぞれの地区における機構改革の状況を報告した（『人民日報』1993年7月24日1面）。93年から新たな国務院機構改革が実施された。この時は「機能の転換、関係の円滑化、簡素化および効率の向上」という原則の下に進められ、国家計画委員会、財政部、中国人民銀行などのマクロ・コントロール部門の強化や交通、工業、流通、資源、建設、農業等の現業経済部門の合併、削減などが進められた。また「三定」制度の実施によって国務院の機構が41にまで削減された。そして97年の段階でそれまでの機構改革が胡錦濤によって総括され、「機能の転換、関係の円滑化、簡素化および効率の向上などで成果があった」とのべ、現業経済管理部門の「経済実体」への改組、政府機能の転換、「政企分離」の推進などの方針を継続していくことを強調した（『人民日報』1997年5月8日1面）。

97年の第15回党大会を経て、98年には改革・開放期で4回目の国務院機構改革が行われた。この改革は93年同様、社会主義市場経済に対応し政府の機能を転換させるところに重点がおかれた。すなわち、電力工業部、機械工業部、国内貿易部などの現業部門が廃止され、国家経済貿易委員会内の局として編入された。また郵電部と電子工業部が合併されて情報産業部に改組された。これはIT化の進行に対応したものである。また国有企業改革に対応する形で労働社会保障部も設置された。最終的には99年までの1年間の間に国務院の機構が41から29にまで削減され、人員も半数まで削減された。2001年2月には国家経済貿易委員会内に編入された現業部門の9つの局（国家石油和化学工業局、国家国内貿易局、国家煤炭工業局、国家機械工業局、国家冶金工業局、国家軽工業局、国家紡織工業局、国家建築材料工業局、国家有色金属工業局）が廃止された⁽⁴⁾。地方レベルの機構改革は99年当初から再開された。5月に地方政府機構改革の目標が確定され、地方行政機構の人員は半分に削減し、省級政府の工作部門は40前後に、また経済発展の遅れた省は30前後、直轄市は45前後に削減することとされた。大、中、小都市はそれぞれ40、30、20前後に、大、中、小の県はそれぞれ22、18、14前後に削減することとされ

た。そして2001年末のWTO加盟と02年の第16回党大会での胡錦濤－温家宝体制の成立を経た後、03年3月から新たな国務院機構改革が開始された。今回は前出の国家経済貿易委員会が廃止された。内訳として、企業改革を所管する部門は国有資産監督整理委員会へ移行、国内流通を所管する部門は対外経済貿易合作部と統合されて商務部に、残りは国家発展計画委員会と統合されて国家発展改革委員会となった。国務院の機構数は28となった。WTO加盟により20年以上にわたり継続されてきた市場経済化へ向けた改革がもはや後戻りできない決定的な段階へと至り、国際ルールに適應するために経済部門を中心に重点的に改革が進められたといえよう。

このようにみると「小政府，大社会」を志向する第3段階の機構改革は第2段階の「市場化対応モデル」との共通点も多いが、大きな相違点として「党政分離」によって行政の効率化をはかるという論点がみられなくなったことがあげられる。80年代末に「党政分離」を実現したと紹介された地域でも90年代になると党政関係については触れられていない。つまり、80年代後半の「経済部門の削減，経済実体への移行→人員を経済実体へ再配置→財政負担の軽減とマクロ・コントロールの強化」+「党政分離」というモデルのうち、「党政分離」に関する部分を後景化させた「市場化対応モデル」の一部変形型といえよう。

4. 第4段階（2008年以降）

その後2007年の第17回党大会では、行政改革について「行政管理体制改革を加速し、服務型政府を建設する」との目標が掲げられ、政府機能の転換や合理化、政府と企業や事業単位、仲介組織との分離や行政審査の削減、大部門制の実行などが提起された。それを受けて2008年から「大部制（大部門制）」改革と呼ばれる新たな行政改革が開始された。国務院の機構改革では国家発展改革委員会の機能転換（マクロ・コントロールの強化）、国家能源委員会および国家能源局の設立（エネルギー管理部門の集約・強化）、工業信息

化部の設立（工業・情報産業部門の集約）、交通運輸部の設立（交通・運輸部門の集約）、人力資源社会保障部の設立（人事・労働・社会保障の部門の集約）、環境保護部の設立などが実施され、機構数は27となった。また地方レベルでも同様の改革が進められたが、ここでは広東省佛山市順徳区の改革に注目したい。順徳区の改革は区党委書記の劉海によれば、1992年から独自のモデルを志向した改革を試みてきたとのことだが（『人民網』2009年11月5日）、それが今回の改革で「順徳モデル」として結実したといえよう。具体的には政務監察審計局（政府）と規律検査委員会（党）の統合、政府弁公室と区党委弁公室、政策諮問研究室を統合、機構編制委員会弁公室（政府）と組織部（党）の統合、文体旅遊局（政府）と宣伝部（党）の統合、司法局（政府）と政法委員会（党）の統合、民政宗教外事僑務局（政府）と社会工作部（党）の統合、その他政府の各局を10部門に統合した。これは政府の部門を統合して拡大するといった「大部制」改革の特徴に加え、さらに注目すべき点として、第1に政策決定、執行の効率化を図るため、区政府部門と区党委の関連した部門を統合した機構を6つ設置し、党政で合計41部門あったところを16部門にまで削減していることである。党と政府を一体化させるこの方法は「党政同体」あるいは「党政連動」と称している。このため、党の行政担当機構（「対口部」）は政府と統合することで不要になったため、設置しないとしている。第2段階の改革では党政分離を意図して「対口部」を廃止したが、ここではむしろ党政を一体化させることで「対口部」を廃止しているのであり、同じ「対口部」廃止でも意図はまったく逆になっている。

第2に、行政の効率化のため、政策決定と執行、監督を担当する部門を区分していることである。すなわち政策決定を党委、人大、政府、政協の責任者および局級部門の責任者連席会議で行い、執行は政府各局の内設部門、鎮政府の部門が行う。監督については党の規律検査委員会と政府の政務監察審計局が統合された部門および人大、社会各方面で行うというように、決定、執行、監督の責任を各部門で分離することで権力の集中を防止することを意図している（国家行政学院課題組2010）。またこれに対応する形で鎮あるいは

街道の機構数も統合，削減している（『人民網』2010年8月2日）。

このように機構を統合して大規模化するだけでなく，党と政府の機構を一体化させ，決定，執行，監督権を分離して行政全体の効率化を図るという順徳のモデルは地方レベルの「大部制」改革のなかでも大きな注目を集めた。広東省指導部は2010年11月の段階で全省の中から25県を実験地として選び，順徳のモデルにならって行政改革を推進することを決定している⁽⁵⁾。実際に広東省の他都市でも同様の事例が散見される。順徳のモデルは「大部制」によって機構を統合，拡大するのみでなく，党と政府の関係のあり方や権力の分割といった領域にまで改革がおよび，広東省全体，さらには全国にも波及する可能性があることから，今回の「大部制」改革全体のなかで重大な意義をもっているといえよう。そしてこの改革によって中国の行政改革は第4段階に入ったと考えられる。その理由として第1に，それまでの「党政企」（第2段階）あるいは「政企」（第3段階）を分離するという方法ではなく，機能が近接する部門を中心に統合し，機構を簡素化することで行政効率を向上させようとするものであり，行政のスリム化の面での手法が異なることが挙げられる。第2に，順徳の事例のように，党政関係の調整という点からみれば，「党政連動」という新たな方向性が生まれたことが挙げられる。つまり，第2段階で「党政分離」が志向され，第3段階ではそれが後景化し，現段階では「党政連動」という党政一体化の方向に向かう可能性が出てきている。この動きが広東省から中国全体に広がるのかどうかはひとつの焦点となろう。

第2節 国家発展改革委員会の変遷

国家発展改革委員会（発改委）は冒頭でも述べたように，現在の中国の経済政策全般において強い権限を有しているが，それはその前身の国家計画委員会（国計委）に由来する。国分良成によれば，国計委はソ連型の計画経済

発展モデルと重工業重視戦略を導入する目的でソ連の Gosplan を模倣した機関で、1953年からの第1次五カ年計画をにらんで設立された。その後56年には同じくソ連を模倣した国家経済委員会（国経委）が設立され、国計委が五カ年計画を含めた長期経済計画を、各年度や短期の経済計画を国経委が担当することになった。大躍進期から文革期にかけては毛沢東の権力闘争の影響を受けて低迷したが、改革・開放期以降に復活した。しかし、90年代以降、改革・開放が深化するにつれ、ミクロ経済のレベルに至るまで管理するという絶大な権限をもっていた国計委は、マクロ経済管理重視へと転換することになる。国分良成はこれを国計委の「長期低落傾向」と称している（国分2004）。実際に1998年の國務院機構改革では、国家計画委員会は国家発展計画委員会と名称変更された。この時のマクロ・コントロール部門の職責としては、経済の総量バランスを保つこと、インフレを抑制すること、経済構造を改善すること、経済の持続的健康的な発展を実現すること、マクロ・コントロールシステムを健全化し、経済・法律手段を整備し、マクロ・コントロールメカニズムを改善することとされ、国家発展計画委員会とともに国家経済貿易委員会、財政部、中国人民銀行が担当部門とされた⁶⁾。なお、この時の改革で国家経済委員会の流れをくむ国家経済貿易委員会の権限が強化されているが、国分良成はこれを経済政策全般の責任者であった朱鎔基の影響によるものとしている（国分2004）。

その後 WTO 加盟（2001年）と胡錦濤－温家宝体制の成立を経て、2003年の國務院機構改革では、国家発展計画委員会は国家発展改革委員会（発改委）と名称変更され、「計画」の2文字が完全に消滅した。そして、産業政策や輸出入管理など、マクロ・コントロール部門が分散化し、効率低下を招いていることから、国家経済貿易委員会がもっていた産業政策、経済運営調節、技術改革、投資管理、企業に対するマクロ指導、輸出入計画などの機能が発改委に移管された。発改委は経済社会政策を総合的に研究、策定し、総量バランスを保ち、経済体制改革全体を指導するマクロ・コントロール部門であるとされた。その職責は、国民経済および社会発展戦略、長期計画、年度計

画、産業政策および価格政策を策定し、国民経済の運営を監督、調整し、総量バランスを保ち、経済構造を改善し、経済体制改革を指導するとされた。なお、国家経済貿易委員会は対外経済合作部と統合され商務部となった⁽⁷⁾。

このように当初計画経済体制期に国計委が発足した時点ではマクロ経済からミクロ経済に至るまで強大な権限を有していたが、市場経済化が進むにつれて、「小政府、大社会」のスローガンの下、政府は経済運営においてミクロ経済レベルへ関与することを避け、マクロ・コントロール重視へと転換するにつれ、発改委の機能も変遷してきた。その傾向は2008年の国務院機構改革においても継続した。この時の改革では、マクロ・コントロール部門の機能を合理的に配置するとし、発改委についてはミクロ管理事務および具体的な審査事項の削減、マクロ・コントロール部門の集中的な掌握など、さらに一歩機能を転換するとした。また財政部の予算および税制管理の機能を強化し、中国人民銀行の通貨政策の健全化および金融監督部門との協調なども挙げられ、これら3つの部門は協調メカニズムを健全化し、マクロ・コントロール部門を形成・整備する必要があるとした⁽⁸⁾。そしてその職責は国民経済および社会発展計画、中長期計画、年度計画の策定および実施、マクロ経済および社会発展体制の監督、財政、通貨、土地および価格政策の策定、実施、重大建設プロジェクトの計画、経済構造の戦略的調整、などが挙げられている⁽⁹⁾。2013年の国務院機構改革においてもこの方向性は基本的には維持されつつ、さらに国家能源局と国家電力監督委員会を統合して新たに国家能源局を設置し、発改委の管轄下に組み込むことで、エネルギー行政への権限も強化された⁽¹⁰⁾。

以下の表1-1および表1-2は国計委時代から現在の発改委に至るまでの機能の変遷および内部機構の変遷について、『中国政府機構名録』（1989年版、1992年版、1996年版、2002年版、2004年版）および発改委のウェブサイトをもとにまとめたものである。ここで注目したいのは、2003年の国務院機構改革で国家経済貿易委員会が廃止され、その権限の一部が発改委に移行されて以降である。機能の変遷という点では、単純に項目数の増減だけをみてみても、

表1-1 国家発展改革委員会の機能の変遷

国家計画委員会（1989年）
1. 国民経済および社会発展の戦略目標の制定，長期計画および中期計画，年度計画の編成，社会の需要と供給のバランスの確保
2. 産業構造および国民収入の分配など，マクロ経済管理における重大問題の研究分析，産業政策，技術政策，分配政策および対外経済政策の策定
3. 財政，物価，税収，賃金などの政策の総合運用および一部の物資及び資金の掌握により，国民経済に対するマクロコントロールおよび調整
4. 各組織，部門の協調による国土整備活動の推進，国土開発，利用，管理，保護の計画や規定の制定，資源分布状況の研究
5. 各部門，各地区の計画の指導および検査，執行状況の監督
6. 国民経済の発展情勢および新しい状況，新しい問題の研究分析，政策提言
7. 国家科学技術委員会などの関連部門と長期的な科学技術の発展の方向性，重点および相応の政策措置の研究，技術進歩および吸収，国産化の推進
8. 人口，労働，文化，教育，衛生，体育，社会保障など社会発展事業における重大問題および方針，政策の研究，経済発展との協調
9. 資源の節約および合理的な使用，総合的利用の研究，および計画の編成，方針の策定
10. 計画体制改革案および実施方法の研究，制定，インフラ建設基金制の実施，投資会社の管理，重大項目の入札に対する監督審査
11. 総合的な経済，技術法規の制定および関連部門の法執行における協調
国家計画委員会（1992年）
1. 国民経済および社会発展の戦略目標の制定，長期計画および中期計画，年度計画の編成，社会の需要と供給のバランスの確保
2. 産業構造および国民収入の分配など，マクロ経済管理における重大問題の研究分析，産業政策，技術政策，分配政策および対外経済政策の策定
3. 財政，物価，税収，賃金などの政策の総合運用および一部の物資および資金の掌握により，国民経済に対するマクロコントロールおよび調整
4. 各組織，部門の協調による国土整備活動の推進，国土開発，利用，管理，保護の計画や規定の制定，資源分布状況の研究
5. 各部門，各地区の計画の指導および検査，執行状況の監督
6. 国民経済の発展情勢および新しい状況，新しい問題の研究分析，政策提言
7. 国家科学技術委員会などの関連部門と長期的な科学技術の発展の方向性，重点および相応の政策措置の研究，技術進歩および吸収，国産化の推進

表1-1 つづき

8. 人口、労働、文化、教育、衛生、体育、社会保障など社会発展事業における重大問題および方針、政策の研究、経済発展との協調
9. 資源の節約および合理的使用、総合的利用の研究、および計画の編成、方針の策定
10. 計画体制改革案および実施方法の研究、制定、インフラ建設基金制の実施、投資会社の管理、重大項目の入札に対する監督審査
11. 総合的な経済、技術法規の制定および関連部門の法執行における協調

国家計画委員会（1996年）
1. 国民経済および社会発展の戦略目標の制定、長期計画および中期計画、年度計画、インフラ産業および基幹産業の発展計画、全国の有価証券の発行計画および民生関連の重要農産品、工業および消費用品、生産原料の備蓄計画の作成の編成、社会の需要と供給のバランスの確保および重大な比率を占める関係の協調
2. 関連部門と国家の産業政策の研究制定、および協調と監督実施、産業構造の合理化の指導と促進
3. 国土開発、修繕、保護の全体計画および区域経済の発展改革、資源の節約および総合的な利用計画、辺境や貧困地区の経済開発計画の組織制定、全国の生産力の合理的配置
4. 全国の市場システム確立の指導、促進、全国性あるいは地域性の卸売市場、先物市場、重点市場の発展計画、全体的な分布やコントロール政策の組織制定、重要物資の国家による発注、備蓄、放出の指導監督、物価水準の監督、国家管理の需要商品価格および重要料金水準の制定、地方各部門の物価工作の監督指導
5. 固定資産投資の規模及び資金の確定、投資および建設領域における重大方針の研究提言、国家の重点建設項目計画の整備、大中型及び限度額を超えるインフラ建設項目の審査、関連部門および地区とインフラ建設における年度計画の実施および重大項目の組織協調、国家長期投資資金の管理、国家経済貿易委員会が審査した限度額以上の技術プロジェクトに対する署名
6. 国家科学技術委員会などの関連部門と中長期的および年度の科学技術発展計画の組織制定、科学技術の発展の方向性、重点および相応の政策措置の提起、科学技術の重大プロジェクトおよび重大インフラ建設計画の組織制定、科学技術の成果の商品化および生産力への転化の促進
7. マクロ経済の予測、観測および分析研究、財政、預金、利率、価格、税率、賃金等の経済手段および国家が直接掌握する投資、外為、対外借款、国家備蓄などの手段の総合的協調、法律および政策の協調、情報指導などを通じた計画および産業政策の実施の保証

表1-1 つづき

8. わが国の対外貿易，経済協力および国外資金利用の戦略，方針および政策の研究と提案，外資利用の規模や方向性の提案，大中型および限度額以上の外資プロジェクトの審査
9. 国防建設および社会事業の発展における重大問題の研究，それらと経済発展の相互促進関係の協調
10. 関連部門との計画，投資体制改革案の研究および実施，全体の経済体制改革案の研究制定への参加，計画工作及び市場運営の法律，法規および総合的な経済法規の起草，審査，協調工作の組織および参加
11. その他の国務院が委託した事項

国家発展計画委員会（2002年）
1. 国民経済および社会発展の戦略，長期計画および中期計画，年度計画の研究提案，バランス，発展速度および構造調整のコントロール目標および政策の研究提案，主要業種の計画の協調
2. 社会の需要および供給のバランスと協調，資源開発，生産力分布および生態環境建設計画の策定，全国の経済構造の合理化および区域経済の協調的発展
3. 財政，金融等の部門およびその他の国民経済と社会発展の状況の分析，国際，国内経済の情勢分析，マクロ経済の予測，財政，貨幣政策の研究への参加，税率，利率価格など重要経済手段の運用政策の研究提案
4. 全社会の固定資産投資の規模，重大プロジェクトの分布計画の提出，国家の財政建設資金の分配，国外借款建設資金利用の指導，監督，政策性借款の使用の指導監督，関連部門の確定した政策銀行の借款総量の協議と商業銀行の借款と固定資産に用いる融資の総量の確定，国家の重大建設プロジェクトおよび重大外資プロジェクト，域外投資プロジェクトの分配，重大プロジェクトの管理
5. 外資利用の発展戦略，総量バランスおよび構造強化の目標と政策の研究提案，外債の総量管理や国際収支のバランス
6. 価格政策の制定および執行の監督，価格水準のコントロール，国家が管理する重要商品価格と重要料金の制定と調整
7. 国内，国外の市場の需給状況の研究分析，重要商品の国内需給と輸出入の総量バランスおよび重要農産品の輸出入計画の作成，食料のマクロコントロールおよび国家の食糧備蓄と物資の備蓄の管理，重要商品の国家による発注や備蓄の監督，市場のコントロール
8. 科学技術，教育，文化，衛星など社会事業および国防建設と全体の国民経済と社会発展のバランスの確保，重要な科学技術の成果の産業化，経済と社会の相互強調発展，相互促進政策の提案，各種社会事業の発展における重大問題の協調

表1-1 つづき

9. 計画、投融资、価格などの体制改革案の研究および実施、関連法律、法規の起草と協調の実施
10. その他の国務院が委託した事項

国家発展改革委員会（2004年）
1. 国民経済および社会発展の戦略、長期計画および中期計画、年度計画の立案、国民経済の発展および重要な経済構造の強化についての目標と政策の提案、各種の経済的手段および政策的建議の提出、国務院の委託を受け、全人大に国民経済および社会発展計画を報告
2. 国内外の経済情勢と発展状況の分析、マクロ経済の予測、国家の経済的安全にかかわる重要問題の研究、マクロコントロール政策の提案、経済社会発展における総合的協調、経済運営における重大問題の解決
3. 財政、金融等の状況分析、財政政策と貨幣政策の制定への参加、産業政策と貨幣政策の実施、財政、金融、産業、価格政策の執行の効果の分析、産業政策、価格政策の執行の監督検査、国家が管理する重要商品価格および重要料金水準の制定と調整、外債の総量規制、国際収支のバランス
4. 経済体制改革と対外開放の重大問題の研究、総合的な経済体制改革案の立案、個別の改革案との協調、社会主義市場経済体制の促進、全体的な経済体制改革の指導
5. 全社会の固定資産投資の規模、重大プロジェクトの分布計画の提出、国家の財政建設資金の分配、国外借款建設資金利用の指導、監督、政策性借款の使用の指導監督、外資利用の発展戦略、総量バランス及び構造強化の目標と政策の研究提案、国家の重大建設プロジェクトおよび重大外資プロジェクト、域外投資プロジェクトの分配、重大プロジェクトの管理
6. 産業構造の戦略的調整と強化の推進、国民経済の重要産業の発展戦略および計画の研究提案農業と農村経済社会の発展に関連する重大問題の研究と協調、工業発展の指導、工業化と情報化の推進、技術法規および基準の立案、石油、天然ガス、石炭、電力などエネルギー発展計画の立案、ハイテク産業の発展の推進、産業現代化のマクロコントロール指導
7. 地域経済と都市化の発展状況の研究分析、地域経済の協調的発展および西部大開発戦略の提案、都市化発展戦略と重大政策の提案、地域経済の調整
8. 国内外の市場状況の研究分析、重要商品の総量バランスおよびマクロコントロール、重要農産品、工業製品および原材料の輸出入総量計画の編成、計画の執行状況の監督、経済状況による計画への調整、食糧、綿花、砂糖、石油、薬品などの重要物資と商品の国家備蓄の管理、現代物流業の発展戦略および計画の提案

表1-1 つづき

9. 人口および計画出産，科学技術，教育，文化，衛生などの社会事業および国防建設と国民経済発展のバランス，経済と社会の協調的發展，相互促進政策の提案
10. 持続的な發展戦略の推進，資源節約および総合的利用計画の研究立案，生態建設計画への参加，生態建設と資源の総合利用における重大問題の協調
11. 様々な所有制経済の状況の研究，所有制構造および企業の組織構造強化の提案，各種所有制企業の公平な競争および共同發展の促進，中小企業および非国有経済の發展政策の研究提案
12. 就業の促進の研究提案，収入分配，社会保障および経済の協調的發展に関する政策の調整
13. 国民経済と社会發展および経済体制改革，対外開放に関連する行政法規の立案と制定，関連法律法規の起草と実施への参加
14. その他の國務院が委託した事項

国家發展改革委員会（2013年）
1. 国民経済および社会發展の戦略，長期計画および中期計画，年度計画の立案，経済社会の協調的發展，国内外の経済情勢の分析，国民経済の發展および重要な経済構造の強化についての目標と政策の提案，各種の経済的手段および政策的建議の提出，國務院の委託を受け，全人大に国民経済および社会發展計画を報告
2. マクロ経済と社会發展情勢の状況の分析，予測，マクロ経済運営，総量バランス，国家の経済的安全および産業全体の安全など重要問題の研究および政策提案，経済運営における重大問題の解決，重要物資の緊急調整および交通運輸の協調
3. 財政，金融等の状況分析，財政政策と貨幣政策，土地政策の制定への参加，価格政策の実施，財政，金融，土地，価格政策の執行の効果の分析，価格政策の執行の監督検査，国家が管理する重要商品価格および重要料金水準の制定と調整，価格違法行為および独占行為の調査，外債の総量規制，国際収支のバランス
4. 経済体制改革の指導，推進，総合的協調，経済体制改革と対外開放の重大問題の研究，総合的な経済体制改革案の立案，個別の改革案との協調，経済体制改革試点および改革試験区の指導
5. 重大プロジェクトおよび生産力分布の計画，全社会の固定資産投資の規模と投資構造の管理目標，政策および措置の立案，国家の財政建設資金の分配，國務院の規定により重大建設プロジェクト，外資プロジェクト，生きがい資源開発など重大投資プロジェクトなどの審査，国外借款建設資金利用の指導，監督，外資利用の發展戦略，総量バランスおよび構造強化の目標と政策の研究提案，国家の重大建設プロジェクトおよび重大外資プロジェクト，域外投資プロジェクトの分配，重大プロジェクトの管理

表1-1 つづき

6. 産業構造の戦略的調整と強化の推進, 総合的な産業政策の立案, 第一次, 第二次, 第三次産業発展における重大問題の協調および発展計画とのバランス, 農業および農村経済社会発展における重大問題の協調, サービス業の発展戦略に関する関連部門との立案, 物流業の発展戦略の立案, ハイテク産業の発展および戦略の立案
7. 地域経済と西部地区開発, 東北地区など工業基地, 中部地区の台頭戦略などの立案, 都市化発展戦略と重大政策の提案, 地域経済の調整
8. 国内外の市場状況の研究分析, 重要商品の総量バランスおよびマクロコントロール, 重要農産品, 工業製品および原材料の輸出入総量計画の編成, 計画の執行状況の監督, 経済状況による計画への調整, 国家戦略物資の備蓄, 食糧, 綿花, 砂糖などの備蓄の管理
9. 社会発展と国民経済発展の接続, 社会発展戦略, 全体計画, 年度計画の立案, 人口および計画出産, 科学技術, 教育, 文化, 衛生などの発展政策の立案, 社会事業建設の推進, 社会保障と経済の協調的発展に関する政策提案
10. 持続的な発展戦略の推進, 循環経済の発展, 前社会のエネルギー資源節約および総合的利用計画の研究立案, 生態建設計画および環境保護計画への参加, 生態建設とエネルギー資源の総合利用における重大問題の協調
11. 気候変動に対応した重大戦略, 計画, 政策の立案, 気候変動に関する国際的交渉へ参加, 国連気候変動枠組み条約に関連する活動の履行
12. 国民経済と社会発展および経済体制改革, 対外開放に関連する法律法規の立案と制定, 全国の入札工作の指導
13. 国民経済動員計画の組織編成, 国民経済動員と国民経済, 国防建設の関係の研究, 重大問題の協調と関連工作の実施
14. 国家国防動員委員会に関連した具体的な工作, 國務院西部地区開発指導小組, 國務院振興東北地区等老工業基地指導小組, 国家応対気候変化及び節能減排工作指導小組の具体的工作の担当
15. その他の國務院が委託した事項

(出所) 新華社《中国政府機構名録》編輯部編『中国政府機構名録』1989年版(1989年新華出版社), 1992年版(1992年新華出版社), 1996年版(1996年新華出版社), 2002年版(2002年中央文獻出版社), 2004年版(2004年中央文獻出版社)および發改委ウェブサイト(<http://www.ndrc.gov.cn/default.htm>)より筆者作成。

表1-2 国家发展改革委员会的内部机构の变迁

国家計画委员会 (1989年) 計26	国家計画委员会 (1992年) 計23	国家計画委员会 (1996年) 計24	国家發展計画委 員会 (2002年) 計22	国家發展改革委 員会 (2004年) 計26	国家發展改革委 員会 (2013年) 計26
办公厅	办公厅	办公厅	办公厅	办公厅	办公厅
长期规划司	政策研究室	政策研究室	政策法规司	政策研究室	政策研究室
国民经济综合司	长期规划和产业 政策司	长期规划和产业 政策司	发展规划司	发展规划司	发展规划司
生产调度局	国民经济综合司	国民经济综合司	国民经济综合司	国民经济综合司	国民经济综合司
产业政策司	科学技术司	国土地区司	经济政策协调司	经济运行司	经济运行调整局
体制改革和法规 司	固定资产投资司	科学技术司	投资司	经济体制综合改 革司	经济体制综合改 革司
科学技术司	重点建设协调监 督司	固定资产投资司	国外资金利用司	固定资产投资司	固定资产投资司
固定资产投资司	能源工业司	国外资金利用司	地区经济发展司	产业政策司	利用外资和境外 投资司
技术改造司	交通司	财政金融司	农村经济发展司	国外资金利用司	地区经济司
重点建设协调监 督司	原材料工业司	重点建设司	基础产业发展司	地区经济司	西部开发司
工业综合一司	机电工业司	交通能源司	产业发展司	农村经济司	东北振兴司
工业综合二司	轻纺工业司	原材料和资源综 合利用司	高技术产业发 展司	能源司	农村经济司
工业综合三司	农村经济司	机电轻纺司	经贸流通司	交通运输司	基础产业司
农村经济司	资源节约和综合 利用司	农村经济司	价格司	工业司	产业协调司
资源节约和综合 利用司	市场物价司	市场司	价格监督检查司	高技术产业司	高技术产业司
消费市场司	对外经济贸易司	价格调控司	社会发展司	中小企业司	资源节约和环境 保护司
对外经济贸易司	国外资金利用司	收费管理司	外事司	环境和资源综合 利用司	应对气候变化司
国外资金利用司	财政金融综合司	工农产品价格管 理司	人事司	社会发展司	社会发展司
财政金融综合司	社会事业司	价格监督检查司	国民经济动员办 公室	经济贸易司	就业和收入分配 司
经济调节司	国土规划和地区 经济司	对外经济贸易司	重大项目稽察特 派员办公室	财政金融司	经济贸易司
社会事业司	外事司	社会发展司	国家物资储备局	价格司	财政金融司

表1-2 つづき

国家計画委員会 (1989年) 計26	国家計画委員会 (1992年) 計23	国家計画委員会 (1996年) 計24	国家発展計画委 員会(2002年) 計22	国家発展改革委 員会(2004年) 計26	国家発展改革委 員会(2013年) 計26
国土综合开发规 划司	人事司	国防司	直属机关党委	价格监督检查司	价格司
地区经济司	行政司	外事司		就业和收入分配 司	价格监督检查与 反垄断局
外事司		人事司		法规司	法规司
人事司				外事司	外事司
行政司				人事司	人事司

(出所) 表1-1に同じ。

それまでは10前後であったのに対し、2004年以降は14、15と増加している。2002年と2004年版を比較した場合、経済体制改革の研究および立案、産業構造の戦略的調整と強化の推進、地域経済の発展戦略の提案、企業に対する管理といったマクロ・コントロールに関する機能が新たに追加されている。

内部機構の変遷という点でも、国計委期の1989年に26だった機構数が国家経済貿易委員会の権限が強かった2002年には22まで減少しているが、その後2004年以降は26にまで増加し、現状でもそれが維持されている。また、2002年版と2004年版を比較した場合、上記の機能の追加と関連して、経済運行司、産業政策司、中小企業司、環境資源综合利用司といった旧国家経済貿易委員会の経済部門がそのまま発改委に移管されている。さらに、各内部機構の責任者である司长と副司长の変動をみると、2004年の時点で合計93人のうち、19人は旧国家経済貿易委員会の司长、副司长経験者である。また、上記の新たに発改委に移管された経済運行司、産業政策司、中小企業司、環境資源综合利用司については、それぞれ全員、またはほぼ全員の司长、副司长は旧国家経済貿易委員会出身である⁽¹¹⁾。

このようにみると、国分良成は2003年の時点で上述のように国計委から国発計委に至る機能の変遷について、「長期低落傾向」であると分析したが、2003年に朱鎔基の退任とともに国家経済貿易委員会が廃止され、その機能が

発改委に移行されてからは、その機能や内部機構の変遷からも、「長期低落傾向」を脱し、むしろ経済運営全般への権限が強化されているといえよう。確かに、中国の行政全体からみれば、とくに90年代以降の「小政府、大社会」を志向した行政改革のなかで社会における行政の役割自体は縮小しつつあるが、そのなかでも発改委は経済運営全般において強力な権限をもつ「最強官庁」へと変容したといえるのではないだろうか。

第3節 日本の経済官庁との比較

では、このような機能をもつ国家発展改革委員会の特徴を浮かび上がらせるために、日本の経済官庁の機能と比較することを通して考察したい。

こうした省庁横断的で広範な権限をもつ発改委の特徴は、第5章で詳述するように、2008年5月の四川大地震後の復興活動においても発揮された。たとえば、日本の東日本大震災後の復興活動において、縦割り行政による復興の停滞が問題となったため、省庁横断的な権限をもつことで復興を推進する「復興庁」が2021年3月末までの期間限定で2012年2月に設置された。復興

表1-3 日本の経済官庁の内部機構

経済産業省 (2013年)	公正取引委員会 (2013年)	経済企画庁 (2000年)
大臣官房	官房	長官官房
経済産業政策局	経済取引局	調整局
通商政策局	取引部	国民生活局
貿易経済協力局	審査局	物価局
産業技術環境局	犯則審査部	総合計画局
製造産業局		
商務情報政策局		

(出所) 経済産業省ウェブサイト、公正取引委員会ウェブサイトなどから筆者作成。

庁は復興活動全般に関して、①復興に関する国の施策の企画、調整および実施、②地方公共団体への一元的な窓口と支援等を担うとされたが¹²⁾、原発事故をめぐる混乱や日本の政局の不安定化などの要因もあり、設置までに震災後11カ月を要した。これに対し中国では発改委という広範な権限をもち、経済、行政に主導的な役割を果たす機関がすでに存在していたため、復興行政における体制の構築が迅速に進んだといえよう。実際に復興計画の策定について、発改委が他の政府部門をリードする形で推進した。また被災地では震災後の復興需要の増加と、それに伴う便乗値上げにより混乱が生じたが、物価の調整などにおいても主導的な役割を果たし、混乱の沈静化に務めた。このときの状況は日本の1973年の第1次石油危機後の「狂乱物価」を思わせるようなものであった。当時の日本政府は物価の急上昇に際し、「当面の物価対策について」（1973年4月、物価対策閣僚協議会決定）、「物価安定緊急対策について」（1973年8月、物価対策閣僚協議会決定）、「買い惜しみ売り惜しみ防止法」（1973年7月）、「石油需給適正化法」などの対策を講じ、経済企画庁に物価局を設置して、体制強化を図った¹³⁾。中国では発改委が物価全般を統制する機能を有していることから、各地方の発改委や物価局を中心に同様の役割を果たしたといえる。そして、震災後3年以内に復興を完了させるとの目標の下で、スピーディーに復興活動が進められたのは、多分に政治的な意図があったにせよ、発改委の主導によるところは大きいだろう。

おわりに

改革開放以後の中国では市場経済化を志向した改革に対応するため、行政の領域においても「小政府、大社会」として経済のマクロ・コントロールに重点をおく形で、行政の範囲を縮小する改革が段階的に行われてきた。そのなかで党と政府の機能を分離する改革が80年代後半に試みられたが、90年代以降は後景化し、現時点では広東省の順徳を中心に地方レベルで党政連動を

志向した新たな党政関係の調整モデルを創出するに至った。

計画経済期にその中枢的機能を担った国家計画委員会は改革開放以後はその名称を国家発展計画委員会、国家発展改革委員会と変更するとともにその機能もマクロ・コントロール重視へと転換させてきた。このため「長期低落傾向」が指摘されたが、2003年の国家経済貿易委員会の廃止と発改委への改組以降は再び経済運営全般において強い権限を有するようになり、中国行政全体の「長期低落傾向」のなかで「最強官庁」となった。その機能は日本の行政でいえば経済財政諮問会議や経産省、公取委、旧経済企画庁や厚生労働省、環境省の一部など、省庁横断的であり、非常に広範囲なものとなった。その強大かつ広範な権限がゆえに、國務院の機構改革がおこなわれる度に、発改委の機能の改革も焦点となってきた。2013年の國務院機構改革では政府の許認可権限の見直しを柱とした行政審査制度の改革を本格的に展開していくことが決定されたが、それに伴い国内外で発改委の権限が弱体化されるのではないかと観測がなされ、あるいはその観測に対する否定的な観測がなされるなど、その改革の方向性が大きな注目の的となっている¹⁴⁾。いずれにせよ、「最強官庁」「ミニ國務院」であるがゆえに、その改革による影響も大きくなるだろう。

[注] _____

- (1) 中国行政改革の沿革の詳細については、渡辺（2004）および同（2008）、同（2012a）を参照。
- (2) 16都市とは江門、丹東、濰坊、蘇州、無錫、常州、馬鞍山、廈門、紹興、安陽、洛陽、黄石、衝陽、自貢、宝鷄、天水である。
- (3) 唐亮によれば党グループはすべての非共産党組織の指導機関の中に設置されており、行政決定や政策原案の作成と党委員会への提出、幹部管理などの役割を果たしている。「対口部」は各級党委員会内に行政機関に対応した形で設置されており、政策指導、部局間調整、幹部管理、思想政治工作に関する指導などの役割を担う（唐1997）。
- (4) 国家経済貿易委員会の改革の詳細については『経済日報』（2001年2月21日）参照。
- (5) 「關於推広順德經驗在全省部分県（市、区）深化行政管理体制改革的指導意

- 見」<http://xzfwzx.shunde.gov.cn/data/2011/08/19/1313738487.pdf> (2014/4/23確認)。
- (6) 「国务院机构改革方案」<http://www.people.com.cn/item/lianghui/zlhb/rd/9jie/newfiles/a1280.html> (2014/4/23確認)。
- (7) 「国务院机构改革方案(2003年)」http://news.xinhuanet.com/ziliao/2003-03/07/content_763225.htm (2014/4/23確認)。
- (8) 「国务院机构改革方案」http://news.xinhuanet.com/misc/2008-03/15/content_7794932.htm (2014/4/23確認)。
- (9) 『中華人民共和国国家発展和改革委員会』ウェブサイト <http://www.ndrc.gov.cn/> (2014/4/23確認)。
- (10) 「国务院机构改革和职能转变方案(全文)」『中国機構編制網』http://www.scopis.gov.cn/xzspzd/zcfb/201305/t20130529_223484.html (2014/4/23確認)。
- (11) 経済運行司(馬立強(司長), 許之敏, 賈銀松, 牛建国), 産業政策司(劉治(司長), 朱明春, 王富昌), 中小企業司(蘇波(司長), 狄娜, 陳燕海), 環境資源綜合利用司(趙家榮(司長), 劉顯法, 周長益)。
- (12) 「復興庁ホームページ」<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat12/yakuwari.html>。
- (13) 小峰隆夫編『日本經濟の記録 第2次石油危機への対応からバブル崩壊まで(1970年代～1996年)』第2章13頁, (内閣府經濟社会綜合研究所 シリーズ『バブル/デフレ期の日本經濟と經濟政策』第1巻) http://www.esri.go.jp/prj/sbubble/history/history_01/analysis_01_01_02.pdf (2014/4/23確認) および秦郁彦編『日本官僚制総合事典1868-2000』(2001年 東京大学出版会) 經濟安定本部・經濟企画庁の項(708-709頁) 参照。
- (14) “South China Morning Post” 02 December, 2013.

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 加茂具樹ほか編 2012.『党国体制の現在——変容する社会と中国共産党の適応——』慶應義塾大学出版会。
- 小林弘二 2002.『ポスト社会主義の中国政治——構造と変容——』東信堂。
- 国分良成 2004.『現代中国の政治と官僚制』慶應義塾大学出版会。
- 小峰隆夫編 2011.「日本經濟の記録 第2次石油危機への対応からバブル崩壊まで(1970年代～1996年)」内閣府經濟社会綜合研究所『バブル/デフレ期の日本經濟と經濟政策』歴史編第1巻 (<http://www.esri.go.jp/prj/sbubble/history/his->

tory_01/analysis_01_01_02.pdf)

- 佐々木智弘 2009.「2008年國務院機構改革と大部門制の分析」佐々木智弘編『転換期の中国——経済成長と政策決定のダイナミクス——』アジア経済研究所。
- サルトーリ, ジョバンニ 1992. 岡沢憲美・川野秀之訳『現代政党学——政党システム論の分析枠組み——』早稲田大学出版部 2009。
- 関山健 2008.「市場化のカギとなる発展改革委員会の解体——最強官庁にメスを入れられるか——」『週刊東洋経済』(6141) 5月3—10日合併号 58-59。
- 趙宏偉 1999.「中国の行政改革」日本比較政治学会編『世界の行政改革』早稲田大学出版部 153-174。
- 陳言・福田恵介 2005.「成長を牽引する国家発展改革委員会——中国経済を動かす人・組織の研究——」『週刊東洋経済』2005年9月3日号。
- 唐亮 1997.『現代中国の党政関係』慶應義塾大学出版会。
- 秦郁彦編 2001.『日本官僚制総合事典 1868-2000』東京大学出版会。
- 山口定 1989.『政治体制』(現代政治学叢書3) 東京大学出版会。
- 渡辺直土 2004.『現代中国の行政改革——「政党国家」体制の変容と支配の正統性——』(大阪外国語大学博士論文シリーズ Vol.33) 大阪外国語大学言語社会学会。
- 2008.「現代中国の行政改革——政府機構改革・党政関係・正統性——」西村成雄 許衛東編『現代中国の社会変容と国際関係』第6章, 汲古書院 101-117。
- 2012a.「現代中国の行政改革の新動向——『大部制』改革の現状について——」(大阪大学中国文化フォーラム・ディスカッションペーパー No. 2012-3) (<http://www.law.osaka-u.ac.jp/~c-forum/box2/dp2012-3watanabe.pdf>)
- 2012b.「現代中国政治体制における正統性原理の再構成」『現代中国研究』(31) 10月 71-86。

<中国語文献>

- 遲福林, 田夫主編 1998.『中華人民共和国政治体制史』中共中央党校出版社。
- 甘峰 2002.『中国加入 WTO 与政府改革』浙江大学出版社。
- 桂世鏞・唐鉄漢主編 1998.『鄧小平行政理論与我国政府機構改革』国家行政学院出版社。
- 国家行政学院課題組 2010.「順德政府機構改革の新思路」『行政管理改革』2010年第8期。
- 孔昭林 2001.『機構革命 - 地方政府機構改革的対策性研究』中国文史出版社。
- 新華社《中国政府機構名録》編輯部編『中国政府機構名録』。
- 任進 2011.「大部制視閥下的中外政府機構：比較与啓示」『行政管理改革』2011年第3期。

- 任曉 1998.『中国行政改革』浙江人民出版社。
- 汪玉凱 2010.「大部制改革の順徳模式」『人民網』2010年5月27日。
- 許耀桐 2011.「順徳大部制改革“石破天惊”」『人民網』2011年8月24日。
- 葉小文 2011.「深化行政体制改革」『人民網』2011年7月14日。
- 張湛彬 2000.「“第七次革命”：政府機構改革進展体制及問題」『当代中国史研究』2000年7月第7卷第4期：72-80。

<英語文献>

- Burns, John P. 2003. “Downsizing” the Chinese State: Government Retrenchment in the 1990s. *The China Quarterly* (175) September: 775-802.
- Brodsgaard, Kjeld Erik. 2002. Institutional Reform and the Bianzhi System in China. *The China Quarterly* (170) June: 361-386.
- 2012. Politics and Business Group Formation in China: The Party in Control? *The China Quarterly* (211) September: 624-648.

<ウェブサイト>

- 人民日報ウェブサイト
- 中国国家発展改革委員会ウェブサイト (<http://www.ndrc.gov.cn/>)
- 今日惠州網 (<http://www.huizhou.cn/>)
- 順徳区行政服務中心ウェブサイト (<http://xzfwzx.shunde.gov.cn/>)
- 新華網 (<http://news.xinhuanet.com>)
- 人民網 (<http://www.people.com.cn/>)
- 中国共産党新聞 (<http://cpc.people.com.cn/>)
- 中国人大新聞 (<http://npc.people.com.cn/>)
- 中国機構編制網 (<http://www.scopsr.gov.cn/>)
- 経済産業省ウェブサイト (<http://www.meti.go.jp/>)
- 公正取引委員会ウェブサイト (<http://www.jftc.go.jp/>)
- 復興庁ウェブサイト (<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat12/yakuwari.html>)

